

不当景品類及び不当表示防止法に関する事務に係る 住民基本台帳ネットワークシステムの利用について

事例 1 事業者（法人）に立入検査を実施する場合

当該事業者の登記上の所在地に実態がなく、また、登記上の役員の住所に、当該役員の所在が確認できない

→住基ネットで当該役員の住所を確認する

事例 2 個人事業者に立入検査を実施する場合

一般からの違反事実に係る情報提供を受け、当該事業者から事業内容等に関する事情聴取を実施（当該事業者の氏名、住所を含む）

→立入検査の実施に当たり、本人確認のため住基ネットにより当該事業者の氏名及び住所の確認を行う。

※個人事業者に対し、指示（改正前第 7 条）又は措置命令（改正後第 6 条）を実施する場合においても、本人確認のため住基ネットを利用する。

【参考】

1 景品表示法に基づく法的措置件数[※]の推移（平成 26 年 9 月 30 日現在）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
国	12	20	28	37	45	8
都道府県	26	36	22	29	64	0
うち千葉県	1	1	0	1	0	0

出所：消費者庁公表資料

※件数について

国：平成 21 年 8 月末日までは公正取引委員会における排除命令件数

平成 21 年 9 月 1 日以降は消費者庁における措置命令件数

都道府県：指示件数

2 景品表示法に係る違反事件処理件数[※]（平成 26 年 9 月 30 日現在）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	計
千葉県	43	60	74	41	80	12	310

※景品表示法違反に係る通報等があり、対応した件数（同法上の指示を行ったもの、口頭又は文書で注意したもの、違反事実のないことを確認したもの、他機関へ通知したもの等の総計）

3 本県の景品表示法に係る行政処分等の状況（平成 26 年 9 月 30 日現在）

平成 24 年度 18 件（指示 1・口頭注意 17）

平成 25 年度 53 件（文書注意 13・口頭注意 40）

平成 26 年度 4 件（口頭注意 4）